

土 建 第 2 0 0 2 号
平成 2 4 年 1 1 月 8 日

市町村長 殿

沖縄県土木建築部長

「沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業費補助金交付取扱要領」の制定について（通知）

平素は、本県の建築行政に一方ならぬご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県では鉄筋コンクリート造住宅の耐震診断・改修等に係る補助制度を創設し、平成 24 年 10 月 19 日付け土建第 1849 号「沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業費補助金交付要綱の制定について」により通知したところですが、今般、同「交付要綱」を受けて、具体的な採択基準等を定める「交付取扱要領」を制定しましたので通知します。

つきましては、当該補助制度の活用に向けて、積極的に取り組まれるよう宜しくお願いします。

担当部署

沖縄県土木建築部 建築指導課 指導班

TEL : 098-866-2413 FAX : 098-866-3557

沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業費補助金交付取扱要領

平成24年11月8日制定

(通則)

第1条 沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業費補助金の交付に関しては、沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)及びこの取扱要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 交付要綱に定める「既存住宅」とは、戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が述べ面積の2分の1未満のもの)を含むものとする。

(補助対象事業の採択基準)

第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条に基づく市町村耐震改修促進計画を策定している市町村における住宅所有者等の実施する事業を補助対象とし、採択基準は次の各号に定めるものとする。ただし、知事が必要と判断し認めるものを含む。

(1) 住宅耐震診断事業

交付要綱第2条に定める既存住宅の耐震診断を行う事業とする。ただし、大臣等の特別な認定を受けた工法等による住宅に係る事業は除くものとする。

(2) 住宅耐震改修設計事業

交付要綱第2条に定める既存住宅の耐震改修計画策定を行う事業で、耐震診断の結果、Is値の最小値が0.42(Iso)未満であった住宅をIs値の最小値が0.42(Iso)以上となるように耐震改修計画策定を行う事業とする。

(3) 住宅耐震改修事業

交付要綱第2条に定める既存住宅の耐震改修工事を行う事業で、耐震診断の結果、Is値の最小値が0.42(Iso)未満であった住宅をIs値の最小値が0.42(Iso)以上となるように耐震改修工事を行う事業とする。

(耐震診断・改修の技術に関する講習会等)

第4条 交付要綱第2条第3号に定める「知事が指定する耐震診断・改修の技術に関する講習会」とは、沖縄県建築物耐震技術者育成支援事業において実施する講習会のうち、知事が別に定めるものとする。

同号に定める「その他知事が認める者」とは、社団法人沖縄県建築士事務所協会の「耐震診断技術者登録規定」に基づく「耐震診断技術者」及び構造設計一級建築士等の資格保有者のうち、耐震診断の実務経験のある者又は耐震診断ソフトの使用が可能な者等とする。

(本事業に係る耐震技術者名簿)

第5条 知事は、本事業の円滑な実施を図るため、「沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者名簿」を作成することとし、作成及び閲覧にあたっては関係機関の協力を求めるものとする。

なお、当該名簿においては次に掲げる事項を記載することとする。

- (1) 耐震技術者氏名、所属建築士事務所名及び住所、建築士等保有資格。
- (2) 受講した講習会（知事指定講習会その他）の名称、受講年度。
- (3) その他知事が必要と認める事項。

（関係書類の保管）

第6条 市町村は補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、次に掲げる書類等を含め、補助金の交付の決定を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(1) 住宅耐震診断事業

ア 所有者等からの補助申請書に添付する書類

- 一 耐震診断経費の見積書の写し
- 二 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書

イ 所有者等からの完了報告書に添付する書類

一 耐震診断結果報告書の写し

耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
- ・構造部材強度
コンクリート、鉄筋、その他
- ・耐震診断の方針
- ・診断結果の概要
- ・建築物の性質
- ・総合所見
- ・平面図、伏図、軸組図

二 耐震診断業務の契約書又は領収書等の写し

三 耐震診断判定書の写し

「沖縄県既存建築物耐震改修認定等事務取扱要領」に基づく評価機関（社団法人沖縄県建築士事務所協会又は特定非営利活動法人沖縄県建築設計サポートセンター）の耐震診断判定書の写し。

ただし、次のいずれにも該当する住宅の診断結果については、この限りでない。

- ・延べ面積 200㎡以下
- ・階数 2以下

(2) 住宅耐震改修設計事業

ア 所有者等からの補助申請書に添付する書類

一 耐震診断結果報告書の写し

耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・耐震診断のI_s値及び算定根拠

二 耐震改修設計経費の見積書の写し

三 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書

イ 所有者等からの完了報告書に添付する書類

一 耐震改修計画結果報告書の写し

耐震改修計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、改修計画策定者の名称、住所及び建築士免許証の写し
 - ・耐震改修計画の I s 値及び算定根拠
 - ・耐震改修計画平面図(補強方法、補強箇所を明示する。)
 - 二 耐震改修計画策定業務の契約書又は領収書等の写し
 - 三 耐震改修計画判定書の写し
- 「沖縄県既存建築物耐震改修認定等事務取扱要領」に基づく評価機関（社団法人沖縄県建築士事務所協会又は特定非営利活動法人沖縄県建築設計サポートセンター）の耐震改修計画判定書の写し。
- (3) 住宅耐震改修事業
- ア 所有者等からの補助申請書に添付する書類
 - 一 耐震診断結果報告書及び耐震改修計画結果報告書
耐震診断結果報告書及び耐震改修計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
 - ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
 - ・耐震診断・補強計画の I s 値及び算定根拠
 - ・補強計画平面図(補強方法、補強箇所を明示する。)
 - 二 耐震改修工事経費の見積書の写し
 - 三 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書
 - イ 所有者等からの完了報告書に添付する書類
 - 一 耐震改修工事実施前の写真、工事の完成を確認できる全景写真
 - 二 耐震改修工事契約書又は領収書等の写し
 - 三 耐震改修促進法第 8 条に基づく認定を受けた耐震改修工事にあつては、当該認定に係る工事完了確認通知書等の写し

附 則

- 1 この取扱要領は、平成24年11月8日から施行する。

民間住宅耐震診断・改修等事業費補助金取扱要領(案)に対する意見と対応

H24.11.8

	原案(条項、原文等)	修正意見・質疑	理由	対応案及び回答(建築指導課)
1	NPO法人 沖縄県建築設計サポートセンター			
①	第4条「知事が指定する…講習会」とは、沖縄県建築物耐震技術者育成支援事業において実施する講習会とする。	第4条「知事が指定する…講習会」とは、耐震技術者等育成支援事業において実施する講習会(小規模建築物耐震技術者短期講座及び受講修了証を交付されない者を除く。)及び大規模建築物耐震技術者長期育成をいうものとする。 以下、同じ。	受講修了証の交付を受けていない者等を除く必要があるため	指定講習会については、取扱要領とは別に、通知を行うものとする。 また、受講終了証については、「耐震技術者名簿」の登載規定において明記することとする。
②	第5条(1)イ(ア)耐震診断結果報告書の写しの中の構造部材強度について	①「鉄骨」は補助の対象外と考える。 ②杭耐力、地耐力は、竣工図への記載が無いことが多い。そのため、記載を求めた場合、調査に多額の費用を要することがあり、現実的でない。		指摘のとおり訂正する。
③	同条(2)ア(ア)及びイ(ア)耐震診断結果報告書	耐震診断結果報告書の写し	他との整合	”
④	同条(2)イ(ア)の補強計画策定者の名称・住所	耐震改修計画策定者の名称・住所及び建築士免許証の写し	①用語の整理 ②改修計画策定は設計行為にあたり、建築士の資格が必要のため	”
⑤	その他(固定資産税減額証明書の発行について)	住宅耐震改修の補助事業を行っている場合は、地方公共団体が、「住宅耐震改修証明書」と併せて、「固定資産税減額証明書」の発行が望ましいとされていることから、あらかじめ、県と市町村の役割を明らかにしておく必要があるものと考えます。		指摘のとおり、市町村に証明書発行の業務を認識してもらう必要があるため、本要領とは別に市町村に周知文書を検討したい。
2	社団法人沖縄県建築士事務所協会、JSCA九州支部沖縄地区会			
①	要領第3条第1項	「市町村耐震改修促進計画」を策定している市町村のみが対象であると理解しますが、想定されている但し書き適用は、どのようなのでしょうか。		現時点では、具体的なものはありませんが、市町村補助要綱で独自の採択要件を設定することに対し、知事が認める場合などが想定されます。

②	要領第3条の第1項第2号	「耐震診断の結果」とは、上記第1号の事業の診断でしょうか。それとも、第1号の事業で行った診断とは違う、第2号の事業で行なった独自の診断でも良いでしょうか。		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、第1号の事業として補助金を受けて耐震診断を実施した住宅を対象とします。但し、第1号の診断補助を受けていなくても、同等の耐震診断を行い、「耐震診断結果報告書」によりIs値の最小値が0.42以下であることが確認できれば、2号、3号の改修設計及び耐震改修事業の対象とします。 ・但し、改修設計と耐震改修事業は、原則として同一年度にセットで実施することとします。
③	要領第3条の第1項第3号	「耐震診断の結果」とは、上記第1号の事業の診断でしょうか。それとも、第1号の事業で行った診断とは違う、第2号の事業で行なった独自の診断でも良いでしょうか。		同上
④	要領第5条イの(ア)	「耐震診断結果報告書」は「耐震診断技術者」が作成することになりますが、その中の項目で「構造部材強度」での「杭耐力、地耐力」については、従来の耐震診断業務にない項目になっており、取扱いが不明になります。		<ul style="list-style-type: none"> ・杭耐力、地耐力の項目は削除します。
⑤	要領第5条イの(ウ)の但し書き	当該補助金交付の対象物件には該当しないことと理解して良いでしょうか。また、当該物件に対する対応策は別途用意されるのでしょうか。		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条イ(ウ)では、住宅所有者が市町村に提出する必要書類として、「耐震診断判定書の写し」としてありますが、但し書きで、戸建て住宅規模のものは、耐震技術者の責任のもとで作成する「耐震診断結果報告書」で足りるとの考えから、必ずしも必要書類としておりません。 ・この規定は住宅所有者が任意で評価機関の「判定書」を取得することを拒む趣旨ではありませんので、住宅所有者に説明のうえ、確認していただきたいと思いをします。 ・また、市町村要綱で、「判定書」提出を必須とすることも考えられますので、窓口となる市町村に確認をお願いします。
⑥	要領第3条	「Is値の最小値が0.42」を「Is値の最小値がIso0.42」と記載したらどうでしょうか。(他の記述部分も同じ。)		ご指摘のとおり修正します。
⑦	要領第3条(2)	Is値 0.42は、 $0.6 \times 0.7 = 0.42$ で、地域係数Z=0.7は、問題ないですか。		<p>現行の耐震診断基準では、建築基準法施行令の地域係数Zを採用することとしていることから、補助採択の最低基準としては、$Z=0.7$を採用することとしています。ただし、最低基準であり、より高い耐震性能をめざすことは好ましいことですので、所有者と協議のうえ、どこまで耐震性能を上げるか確認していただきたいと思いをします。</p>

⑧	第2条	用途の指定が有るが、規模が不明、面積、階数等		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象は、戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅(店舗等の兼用住宅を含む)としており、規模、階数は制限はありません。 ・但し、補助対象限度額が設定されており、市町村の予算の範囲内での補助となりますので、市町村と事前に調整する必要があります。
⑨	第5条(ウ)	耐震診断判定書の写しとありますが、判定書は、判定委員会によるものか、それとも、推進委員会に、よるものか。		<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県既存建築物耐震改修認定等事務取扱要領」別表第2により、500㎡未満かつ3階建て以下であれば、建築士事務所協会専門部会又は沖縄県建築設計サポートセンターの「判定書」としています。 ・それ以上は、建築士事務所協会判定委員会の「判定書」が必要です。
⑩	要領第5条(1)のイの(ウ)	200㎡以下かつ2階以下は、その限りでないといっていますが、平屋以外は、耐震判定書は必要と思います。		<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅規模のものは、耐震技術者の責任のもとで作成する耐震診断結果報告書で足りるとの考えから、必ずしも必要書類としておりません。 ・但し、改修工事を行う場合の改修設計については、評価機関の判定書が必要となります。
3	(参考)補助要綱(10/19策定済)について質疑			
①	別表第1	耐震診断、耐震改修設計の補助金、2/3の10分の9の妥当性及び根拠が不明。 10分の9は、消費税なのですか。		<ul style="list-style-type: none"> ・23%は、国土交通省補助制度の補助率と同じです。 ・9/10は、市町村が所有者等に補助した額のうち県が市町村に対して補助する割合です。
②		出来れば、全額補助が良い。 耐震改修工事費23パーセントの10分の9以内とあるが、補助額が低いと思います。		<ul style="list-style-type: none"> ・補助率は、一括交付金を所管する内閣府との協議の結果、決定したものです。 ・補助限度額は、現行の国の補助制度よりも優遇しています。
③	別表第4	47,300円/㎡の、根拠が不明。ピロティーの場合は、延床面積にすべて含まれますか。		<ul style="list-style-type: none"> ・47,300円/㎡は、国のマンションの場合の基準です。 ・原則として建築基準法の床面積の考え方を採用しますが、ピロティー部分については耐震性能の検討を要する構造部ですので、柱に囲まれた部分の床面積を対象とします。

耐震技術者氏名	耐震技術者所属建築士事務所名	事務所住所	事務所電話番号	保有資格					耐震診断及び耐震改修設計の実施可否(※3)				受講した講習会			
				建築構造士	構造一級	一級	二級	木造	補助対象RC造住宅(※4)		RC造住宅以外		知事指定講習会(※5)	その他講習会(※6)	受講年度	講習会名称
									RC造		RC造	木造その他				
									戸建て住宅	共同住宅等	建築物	住宅・建築物				
(記入例)																
1	〇〇 〇〇	(株)〇〇設計事務所	那覇市泉崎...	098-866-.....		○	○	○				○		H24	RC造住宅耐震技術者育成講習会	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※1 本名簿は、「交付要綱」第2条及び「取扱要領」第5条に基づく補助事業実施のための名簿であり、沖縄県がNPO法人沖縄県建築設計サポートセンターに依頼して作成するものである。

※2 本名簿は、原則として年度当初に作成するものとし、知事指定講習会受講者等の名簿登載については、沖縄県と協議のうえ随時更新により行うものとする。

※3 「耐震診断・耐震改修設計の実施可否」の欄は、名簿登載者自身に耐震診断の実務経験があるか又は耐震診断ソフト等を使用して耐震診断等が実施可能な場合に○を記入するものとする。

※4 補助対象となる「既存鉄筋コンクリート造(RC造)住宅」は、戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)を含むものとする。

※5 「知事指定講習会」とは、沖縄県建築物耐震技術者育成支援事業において実施する講習会のうち、別に知事が定める講習会とする。(受講終了証が必要)

※6 「その他講習会」とは、「知事指定講習会」以外の耐震診断基準に関する講習会とする。